

公用車売却申込要領

物件番号	車種名	初度登録	乗車定員	走行距離	最低売却価格 (予定価格)
1	トヨタコースター	平成13年4月	29人	24,261km	1,050,000円



熊野町総務部財務課

【申込先・問合せ先】

担当：総務部財務課

広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

電話 082-820-5632

F a x 082-854-8009

目次

申込みから引き渡しまでの流れ	1
公用車売却申込要領	3
1 入札物件	3
2 車両の見学	3
3 入札参加資格	4
4 入札参加申込み	4
5 入札に必要な書類	5
6 入札保証金	6
7 入札に当たっての注意事項	7
8 入札（期間入札）	7
9 開札	8
10 落札者の決定	8
11 開札結果	8
12 契約の締結	9
13 売買代金の支払方法	9
14 所有権の移転等	9
15 その他の注意事項	10
物品（公用車）売買契約書（見本）	11
添付書類	
様式第1号 入札申込書	14
様式第2号 入札受付書	15
様式第3号 入札保証金払込書発行依頼書	16
様式第4号 入札書	17
様式第5号 入札保証金還付請求書	18
様式第6号 入札結果の公表等に関する同意書	19

申込みから引き渡しまでの流れ

※ 3 ページ以降の「公用車売却申込要領」を必ずお読みください。

※ 車両は現状有姿での引き渡しになります。必ず車両を確認のうえお申し込みください。

● 車両の見学

- 実施日：令和 4 年 3 月 31 日（木）から令和 4 年 5 月 6 日（金）まで随時対応
- 実施場所：熊野町郷土館横駐車場

● 一般競争入札申込み

- 受付期間：令和 4 年 5 月 9 日（月）から令和 4 年 5 月 20 日（金）まで
- 受付場所：熊野町役場 総務部財務課

● 入札保証金の納付

申込みをされた方は、入札保証金を納付していただきます。

● 入 札（期間入札）

- 受付期間：令和 4 年 5 月 23 日（月）～令和 4 年 5 月 27 日（金）
- 受付場所：熊野町役場 総務部財務課

● 開札・落札者決定

- 開札日時：令和 4 年 6 月 1 日（水）午前 10 時から
- 開札場所：熊野町役場 3 階会議室

● 契約の締結

別に定める様式の契約書により、落札者と売買契約を締結します。

● 売買代金の支払い

売買代金から入札保証金を差し引いた残額及び消費税額を一括納付していただきます。

● 所有権の移転等

所有権は、売買代金完納と同時に移転し、車両を現況のまま引き渡します。

● 注意事項

物件番号1【トヨタコースター】

車両の現況について

- ・ 客用ドア（左側）は手動となっています。
- ・ ボディの両サイドに町の名称等が記載されていたため消去（業者施工）しましたが，名称等の跡は残っています。
- ・ 外装には経年による塗装の劣化，細かな傷・錆等が見受けられます。
- ・ 運転席のバイザーが経年劣化により上部で止まらなくなっています。
- ・ ダッシュボードにナビが設置されていた跡が残っています。
- ・ 令和4年4月11日以降は車検切れの状態となっています。
- ・ 上記の内容は，車両使用者等の目視や主観によるものであり，全ての車両状況を確認したものではないため，正確な車両状況を保証するものではありません。上記を含め，現状有姿での引き渡しとするため，事前に車両をよく確認してください。

公用車売却申込要領

令和4年6月1日（水）に熊野町が行う「公用車の売り払い」の一般競争入札（以下、「入札」という。）に参加される方は、本申込要領の内容を承知のうえ、入札に参加してください。

1. 入札物件

物件番号 1

車種名	トヨタコースター
ボディカラー	ホワイト／グリーン
型式	KK-HZB50
自動車の種別及び用途	普通乗合
登録番号	広島 200 さ 260
走行距離	24,261km（令和4年3月現在）
初度登録	平成13年4月
ミッション	オートマチック
乗車定員	29人
車両総重量	4,945kg
総排気量	4.16L
燃料の種類	軽油
型式指定番号	10100
類別区分番号	0219
車検有効期間	令和4年4月11日
最低売却価格（予定価格）	1,050,000円

※最低売却価格には、消費税及び地方消費税を含みません。

※車両は、現況のままで引き渡しますので、申込み前に必ず車両をご確認ください。隠れた不調や故障等についての責任は一切負いません。また、引き渡し後に新たな不良箇所等が発見されても、代金の減額、損害賠償請求及び売買契約の解除をすることはできません。

2. 車両の見学

(1) 実施日

令和4年3月31日（月）から令和4年5月6日（金）まで随時対応
午前8時30分～午後4時（正午～午後1時を除く）

(2) 実施場所

熊野町郷土館横駐車場

※総務部財務課（TEL082-820-5632）までお問い合わせください。

※車両は、現況のまま引き渡しますので、申込み前に必ず車両をご確認ください。

3. 入札参加資格

入札に参加することができる者は、指定期日までに購入代金を納入し、車両の引き取りができる者です。ただし、次のいずれかに該当する者は参加できません。

- (1) 入札にかかる契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後、3年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ① 熊野町との履行契約に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 熊野町の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 熊野町の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は町との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由なくして、熊野町との契約を履行しなかった者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (4) 市町村税を滞納している者
- (5) 上記の他、申請に不正があった者、又は、熊野町の審査により売却の相手方として不適切であると判断された者

4. 入札参加申込み

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

- (1) 受付期間
令和4年5月9日（月）から令和4年5月20日（金）まで
午前8時30分～午後5時15分（ただし、正午～午後1時を除く）
※閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）は受付を行いません。
※最終日は午後5時15分必着（郵送・持参とも）

(2) 受付場所

熊野町役場 総務部 財務課
安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号 (Tel.082-820-5632)

(3) 申込方法

様式第1号「入札申込書」(14ページ), 様式第2号「入札受付書」(15ページ), 様式第3号「入札保証金払込書発行依頼書」(16ページ)に必要な事項を記入又は押印(印鑑証明書の印)し, 次の書類を添えて熊野町 総務部 財務課へ郵送(簡易書留(申込者費用負担))又は直接持参により申込んでください(FAX, 電子メール等は無効)。申込みされた方には, 必要な書類一式をお渡し(送付)します。

(4) 添付書類

① 個人の場合

- i 住民票(個人番号・本籍の記載のないもの)の写し 1通
- ii 印鑑登録証明書 1通
- iii 市町村税の納税証明書 1通

② 法人の場合

- i 商業・法人登記事項証明(履歴事項全部証明書) 1通
- ii 印鑑証明書 1通
- iii 市町村税の納税証明書 1通

※ i, ii, iiiについては, 発行後3ヶ月以内のもの。

※上記①iii及び②iiiの「市町村税の納税証明書」は, 熊野町税の滞納がないことを証明する文書で, 熊野町 住民生活部 税務住民課(熊野町役場1階・082-820-5603)で交付を受けることができます。熊野町以外の住所地の方は, それぞれの市役所・町村役場へお尋ねください。

(5) 申込みに当たっての留意事項

申込みに当たっては, 1社(1人)につき1申込みとなります。

5. 入札に必要な書類

(1) 町からの発送書類

入札参加申込みされた方には, 下記の書類一式をお渡し(送付)します。

- ①入札書(2枚, 1枚は予備)
- ②封筒(入札書用)
- ③封筒(返信用)
- ④入札保証金納付書
- ⑤入札保証金還付請求書
- ⑥入札結果の公表に関する同意書
- ⑦入札受付書(熊野町による受付印押印済のもの)

(2) 書類の確認

送付された書類を確認の上、必要事項を記入又は押印してください（押印する印鑑は入札参加申込書に押印したものと同一であること）。

(3) 書類の提出

入札に必要な書類一式（下記）を、町から送られた返信用封筒により、郵送（簡易書留（入札参加者費用負担））又は直接持参によりご提出ください。

- ①入札書（封筒入り。糊付けの上ご提出ください。）
- ②入札保証金の領収書の写し
- ③入札保証金還付請求書
- ④入札結果の公表に関する同意書

6. 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

- ① 入札参加の申込みをされた方は、入札者が見積もられる金額の 5 / 100 以上の額の入札保証金を指定の金融機関で納付していただきます（入札保証金の額の 20 倍の範囲で入札することができます）。
- ② 入札保証金の払込書は、様式第 3 号「入札保証金払込書発行依頼書」（16 ページ）により作成しますので、入札申込み時には必ずご提出ください。
- ③ 入札保証金を事前に納付いただいた後は、納付後の領収書は大切に保管し、その写しをご提出ください。
- ④ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないときには、入札保証金は違約金として熊野町に帰属し、お返ししません。

(2) 入札保証金の還付

① 落札者

入札保証金については、契約締結までの間は締結確保のため引続き入札保証金として町で保有し、契約締結時には、売買代金へ充当します。なお、売買代金に充当された入札保証金は、落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは返還されませんので、ご注意ください。

② その他の者

落札者以外の方（入札書の提出をしなかった方等を含む）には入札終了後、ご指定の銀行口座への振込みにより返還します（口座振込のため、時間を要しますのでご了承ください）。なお、返還する入札保証金には利息は付しません。

(3) 入札保証金の帰属

入札参加者が入札に関し、不正の行為をしたときは、納付した入札保証金は町に帰属します。

7. 入札に当たっての注意事項

入札書は必ず熊野町所定の様式を使用し、次の点にご留意ください。

- (1) 一度提出された入札書は、その理由のいかんに関わらず、その取り消し、変更、引き換え、入札後においての見込み違い、誤記、物件に関する異議等があっても一切これを受け付けません。
- (2) 入札書には、入札者の住所・氏名を記入のうえ、印鑑（印鑑証明書と同じ印影）を押印していただきます。
- (3) 入札書への金額記入は、アラビア数字（0，1，2，3・・・）を使用し、金額の頭書きには「¥」印を付してください。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。
 - ① 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - ② 入札を取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
 - ③ 所定の入札書によらない入札
 - ④ 入札者の記名押印がない入札
 - ⑤ 入札申込書の申込者印と異なる印鑑を押印した入札
 - ⑥ 入札者が2以上の入札をしたとき。
 - ⑦ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。
 - ⑧ 入札者が連合して入札したとき。
 - ⑨ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。
 - ⑩ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - ⑪ 入札書の入札金額が訂正してあるとき。
 - ⑫ 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し又は削除した場合にその箇所に押印のないとき。
 - ⑬ 最低売却価格を下回る入札をしたとき。
 - ⑭ その他不正の行為があった入札、入札に関する条件に違反した入札
 - ⑮ 入札書が所定の場所・日時に到達しない場合
- (5) 入札金額には、消費税及び地方消費税は含みません。契約額は、落札者が入札書に記載した金額に、消費税及び地方消費税（入札金額の10%）を加算した金額となります。

8. 入札（期間入札）

入札は、入札受付期間中に郵送（簡易書留（入札参加者負担））又は直接持参により、入札書（封筒入り）を含む「入札に必要な書類」一式（6ページ「5. 入札に必要な書類（3）書類の提出」をご参照ください）を、熊野町役場 総務部 財務課に提出してください。

なお、入札受付期間最終日の受付時間を過ぎて到達した入札書は無効となります。郵送による提出の場合は、簡易書留にて早めの時期にお送りください。

(1) 入札受付期間

令和4年5月23日(月)から令和4年5月27日(金)まで
午前8時30分～午後5時15分(ただし、正午～午後1時を除く)
※閉庁日(土曜日, 日曜日, 祝日)は受付を行いません。
※最終日は午後5時15分必着(郵送・持参とも)

(2) 入札受付場所

熊野町役場 総務部 財務課
安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号 (Tel.082-820-5632)

9. 開札

開札への参加は任意です。なお、開札会場への入場には入札受付書(町の受付印押印済のもの)が必要となりますので、必ずご持参ください(会場への入室は1名まで)。

開札時において、入札者が開札会場に来場されていない場合は、当該入札事務に関係ない職員を立ち合わせて開札を行います。

(1) 開札日時

令和4年6月1日(水) 午前10時

(2) 開札場所

熊野町役場 3階会議室
安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

10. 落札者の決定

(1) 開札の結果、有効な入札を行った者のうち入札書に記入された金額が、熊野町が定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、該当する入札者が開札会場に来場していない場合や、くじを引かれない方があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引きます。

(3) 落札者はその権利を他者に譲ることはできません。

11. 開札結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合は名称)及び金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、開札に不参加の方には、文書(郵送)にて当該入札者に係る結果を通知します。

12. 契約の締結

(1) 売買契約書の提出

落札者は、令和4年6月7日(火)までに記入押印した契約書案を2通提出していただきます。

(2) 契約の締結

売買契約の締結は、落札者が契約書を提出した後に、速やかに行います。

※売買契約は、「落札者」名義で締結することとなります。

※契約額は、落札者が入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税(入札金額の10%)を加算した金額となります。

(3) 契約費用

契約の際に費用が生じる場合は、落札者により負担していただきます。

13. 売買代金の支払方法

(1) 落札者は、熊野町が発行する納入通知書により契約締結日から金融機関の営業日である10日以内(令和4年6月20日(月)まで)に納付しなければなりません。

なお、入札の際に納付された入札保証金は、売買代金に充当されることとなります。

(2) 契約締結後、売買代金の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、売買契約を解除のうえ、入札保証金は違約金として熊野町に帰属し、お返ししません。御注意ください。

14. 所有権の移転等

(1) 所有権の移転

売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとします。

(2) 移転登録

領収書で売買代金の納付が確認できた後、落札者によって書類を作成いただき、落札者の請求に基づきながら今後の手続きに必要な対応を行います。車両の移転登録に係る手続き(臨時運行許可、車検、車両の所有者の名義変更等)は落札者に委任することとし、落札者の責任において行うこととなります。

(3) 公租公課等

移転登録等に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

(4) 書類の提出・車両の引き渡し

車両の移転登録後は、完了したことが確認できる書類(写し)を提出してください。引き渡しの期限は、令和4年7月29日(金)午後5時までです。なお、引き渡し後は速やかに車両を移動することとし、保管場所からの車両の搬出は落札者の責任において行ってください。

(5) 落札者は、落札に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

15. その他の注意事項

(1) 不正な申込みがあった場合は、その申込みを取り消すことがあります。

(2) 車両の引き渡しは現状のままで行いますので、必ず車両を確認してください。

(3) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、熊野町の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者の負担とします。

(4) 落札者が、売買契約に定める義務を履行しないために、熊野町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(5) 落札車両の活用にあたっては、法令等の規制を必ず厳守しなければなりません。

(6) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(7) 郵送の場合の郵便トラブルによる損害については、熊野町は一切責任を持ちません。

(8) その他不明な点については、熊野町総務部財務課（Tel.082-820-5632）までお問い合わせください。

物品（公用車）売買契約書

熊野町を甲とし， を乙として， 甲と乙は， 次のとおり物品売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は， その所有する次の車両（以下「車両」という。）を乙に売り渡し， 乙はこれを買受けることを約した。

車名	車両番号	数量	備考
トヨタコースター	広島 200 さ 260	1台	

（売買代金）

第2条 乙が甲に支払う車両の売買代金（以下「代金」という。）は， 金_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）とする。

（代金の納付及び遅延利息）

第3条 乙は， 第2条の代金として入札保証金を控除した金_____円を甲の発行する納入通知書により， 令和4年6月20日までに納付しなければならない。

2 乙が甲に支払った入札保証金については， 代金に充当する。

（所有権の移転）

第4条 車両の所有権は， 乙が代金を甲に全額を納付したときに， 乙に移転する。

（所有権移転手続き等）

第5条 車両の登録等に係る移転手続きは乙が行うものとし， 移転に要する一切の費用は乙の負担とする。

（車両の引渡し）

第6条 車両は現状渡しとし， 第5条の規定に定める手続きが完了した後， 乙に引き渡すものとする。ただし， 第5条の規定に定める手続きが完了する前に引き渡す必要がある場合はこの限りではない。

2 車両の管理責任は引渡しと同時に甲から乙に移転し， 乙はその責任と負担において車両の管理， 輸送， 保管等を行うものとする。

3 引渡し期限は， 令和4年7月29日とし， 引渡し場所は熊野町郷土館横駐車場とする。

（危険負担）

第7条 乙は， この契約締結の時から車両の引渡しの際までにおいて， 当該車両が， 甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には， 甲に対しての代金の減免を請求することができない。

（契約不適合責任）

第8条 乙は， 第4条の規定により車両の所有権が甲から乙に移転した後においては， 車両に数量の不足その他契約の内容に適合しない状態のあることを発見しても， 代金の減額の請求， この契約の解除， 又は損害賠償の請求をすることができない。

（権利の譲渡及び所有権以外の権利設定の制限）

第9条 乙は， 第5条の規定による手続きが完了するまでの間は， 権利義務を第三者に譲渡することができない。

2 乙は， 第5条の規定による手続きが完了するまでの間は， 賃借権， 抵当権， その他所有権以外の権利を設定することができない。

(契約の解除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告しないで、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約の規定に違反したとき。
- (2) 乙が、この契約による義務を履行しないとき。
- (3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (6) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(返還金等)

第11条 甲は、前条の規定により、解除権を行使したときは、乙が支払った入札保証金及び乙が負担した契約の費用は返還しない。

(原状回復義務)

第12条 乙は、甲が第10条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、乙の負担において車両を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が車両を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、車両が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより車両を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該車両について車両の所有権移転手続きに必要な書類を甲に提出しなければならない。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の解決)

第14条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 熊野町
代表者 熊野町長 三村裕史

乙 住所

氏名

入札申込書

一般競争入札による公用車の売払いについて、公用車売却申込要領（以下「申込要領」という）の内容、熊野町財務規則を承諾の上、次のとおり申し込みます。また、申込みにあたり次の事項を誓約します。

- 1 私は、申込要領「3. 入札参加資格」に記載する、入札に参加できない者に該当しません。
- 2 私は、入札に対し、申込要領、入札車両の状況、入札車両を現地で確認した上で入札車両が現状のままで引き渡されること等全て承知の上参加しますので、後日これらの事項について熊野町に対し、一切異議、苦情等を申し立てません。

令和 年 月 日

熊野町長様

1 申込者

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名（※1））

印電話番号

※印鑑登録証明書と同じ印影を押印してください。

2 申込物件

車名	車両番号	数量	備考
トヨタコースター	広島 200 さ 260	1台	

注記 ※1 法人の代表者名になります。

入札受付書

1 申込者

〒

住所（所在地）_____

氏名（法人名及び代表者名）_____

電話番号_____

2 申込物件

車名	車両番号	数量	備考
トヨタコースター	広島 200 さ 260	1台	

※開札会場にお越しの際は、この入札受付書（町による受付印押印済のもの）を必ず持参してください。

入札保証金払込書発行依頼書

令和 年 月 日

熊野町長様

申込者

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

印

令和4年6月1日（水）実施の公用車売却一般競争入札への参加に係る入札保証金の納付のため、下記のとおり払込書の発行を依頼します。

1 入札保証金払込書発行依頼額

金額

				百万			千			円
--	--	--	--	----	--	--	---	--	--	---

2 申込物件

車名	車両番号	数量	備考
トヨタコースター	広島 200 さ 260	1台	

（留意事項）

- ※1 金額記入は、アラビア数字（0，1，2，3・・・）を使用し、金額の頭書きには「¥」印を付してください。
- ※2 金額については、公用車売却申込要領のP6「6 入札保証金」をご確認の上、ご記載ください。
- ※3 最高価格の入札であっても、入札保証金の額が落札額の5/100以上でない場合、その入札は無効となります。

入 札 書

金 額

				百			千			円
--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

熊野町財務規則その他関係法令を遵守し、公用車売却申込要領について承諾のうえ、上記の金額で入札します。

令和 年 月 日

熊 野 町 長 様

住所（所在地） _____

氏名（法人名及び代表者名） _____ 印

記

車名	車両番号	数量	備考
トヨタコースター	広島 200 さ 260	1台	

入 札 保 証 金 還 付 請 求 書

令和 年 月 日

熊野町長 三村 裕史 様

申込者または代表者

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名） 印

¥

落札とならなかったとき，その他返還事由が生じた場合には，熊野町に納めた上記入札保証金を次の口座に振り込んでください。

振込先	金融機関名	銀行（金庫）	支店
	銀行・支店コード	—	
	預金の種類	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他（ ）	
	口座番号		
	口座名義人	(フリガナ)	

申込者と口座名義が異なる場合は，下記の振替依頼書と委任状の記載が必要です。

振替 依頼書	<p>上記振込先へ口座振替してください。</p> <p>口座名義人（受任者）</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 印</p>
委任状	<p>上記の者を私の代理人として，入札保証金の受領について委任します。</p> <p>申込者（委任者）</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 印</p>

入札結果の公表等に関する同意書

私が、令和4年6月1日開札の物件番号1の車両を落札した場合、熊野町が行う入札結果のホームページへの公表及び問い合わせについて、下記のとおり取り扱ってください。

- 1 町のホームページについて
 - ・落札者の別（法人・個人）を公表することに （ 同意します / 同意しません ）
 - ・落札額を公表することに （ 同意します / 同意しません ）

- 2 電話等での入札結果への問い合わせについて
 - ・落札者の別（個人・法人）を公表することに （ 同意します / 同意しません ）
 - ・落札額を公表することに （ 同意します / 同意しません ）

令和 年 月 日

熊 野 町 長 様

- 1 申込者

〒

住所（所在地）

氏名（法人名及び代表者名）

印

電話番号
